

藤沢市奨学金に関するQ&A

申請について

問1 条件に当てはまっていれば誰でも給付を受けられるのですか？

答1

選考を通過した方が対象になります。今年度は8名程度を予定しています。

問2 申請書はどこに置いてありますか？

答2

藤沢市教育委員会の教育総務課に、募集要項と一緒に備え付けてあります。また、藤沢市ホームページからダウンロード、印刷することも可能です。

問3 所得（課税）証明書 又は 非課税証明書はいつのものですか？また、どこで取得できますか？

答3

所得（課税）証明書 又は 非課税証明書は今年度のもの（令和8年度《令和7年分》の所得を証明できるもの）を提出してください。藤沢市の納税課や市民センターなどで、2026年6月1日から取得することができます。

問4 「合計所得金額」や「指定の所得控除額」はどこを見ればいいですか？

答4

市民税・県民税・森林環境税税額決定納税通知書をご確認ください。

※藤沢市の市民税課から2026年6月3日発送予定です。お手元に届くまでには1週間ほどかかる場合があります。

市民税・県民税・森林環境税税額決定納税通知書がない方は、給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書をご確認ください。

※勤務先のご担当者様からお受け取りください。

それぞれの確認箇所は次ページの図に記載しております。申請書別紙の裏面に計算用のスペースがありますのでご活用ください。

※確認する通知書によって記載が異なりますが、各図中のAは「合計所得金額」、Bは「指定の所得控除額」を指します。

■給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書

※勤め先の給与所得以外の所得（株や土地など）がある場合は、Aの欄で正しい合計所得金額を確認できない可能性があります。該当の所得がある方は、通知書（指定番号と宛名番号が必要）をお持ちのうえ、藤沢市の市民税課へお越しいただくか、お電話でお問い合わせください。

市民税課：藤沢市役所本庁舎 4階

電話番号 0466-50-3510（直通）

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

| | | | | | | |
|------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 所得 | 給与収入 給与所得(所得金額調整控除後) その他の所得計 | 主たる給与以外の合算所得区分 | 課税標準 | 総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引 | 付額 | |
| 所得控除 | 雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 | 総所得金額① 障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 特定親族特別 基礎 | 課税標準 | 市民税 所得割額⑤ 均等割額⑦ 森林環境税額⑧ 特別徴収税額⑨ 控除不足額⑩ 既納付額⑪ 還付額⑫⑬⑭⑮ 変更前税額⑯ 増減額⑰⑱⑲ 変更月 | 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分 | 受 住 所 あなたの住所を記入してください。また、変更する必要がある場合は、必ず変更後の住所を記入してください。 |

サンプル

＜閉合せ先＞
○森林環境税（
○個人市民税の
▲ここか

| | | | | | |
|------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------|------|
| 所得 | 給与収入 給与所得(所得金額調整控除後) その他の所得計 | 主たる給与以外の合算所得区分 | 課税標準 | 総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引 | |
| 所得控除 | 雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 | 総所得金額① 障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 特定親族特別 基礎 | 課税標準 | 課税標準 | 課税標準 |

A- 総所得金額①

B- 控除合計②

それぞれ控除の合計額が記載されます

問6 所得（課税）証明書 又は 非課税証明書が取得できないのですが、どうすればいいですか？

答6

確定申告や住民税の申告を行っていない場合、証明書の発行ができませんので、申告を行ってください。

問7 すでに大学等に通っているのですが、申請できますか？

答7

来年度から新たに大学等に進学する方が対象となりますので、申し訳ございませんが、申請の**対象とはなりません。**

問8 高校は卒業せず、高等学校卒業程度認定試験を受けたのですが、推薦書や評定平均はどのように用意すればよいですか？

答8

どなたか保護者以外の大人の方からの推薦書を提出してください。出席状況の欄は空欄で結構です。また、成績の基準については、申請にあたり、高等学校卒業程度認定試験の成績の過半数がAであることが必要です。

詳細は教育総務課へご相談ください。

問9 大学等に受からなかった場合、次の年度への**持越し等**はできますか。また、**補欠**などはとるのですか？

答9

残念ながら、今年度の3月31日時点で入学が決定していない場合、次の年度への**持越しは行いません。**必要があれば、次年度に再度、申請をしていただくこととなります。また、**補欠等は設けません。**

問10 外国籍でも申請できますか？

答10

在留資格が「**永住者**」「**日本人の配偶者等**」「**永住者の配偶者等**」「**定住者**」の方のみ、**申し込み資格があります。**

ただし、「定住者」の場合にも、将来定住する意思のない人は、申請できません。

なお、在留資格を証明するため、在留資格の記載された住民票の写しを申請し、ご提出ください。

問11 保証人は必要ですか？

答11

給付型奨学金制度は原則として返還の必要がないため、**保証人は必要ありません。**

問12 申請書に個人情報についての同意文がありますが、どのような情報を提供、収集するのですか？

答12

本事業は、奨学金を給付することと合わせて、期間中に面談を実施し、状況に応じた相談・助言を行い、入学から卒業までをフォローする制度です。奨学生の審査及び支援のために必要な個人情報については、次のとおり取り扱います。

- (1) 奨学生の審査及び奨学生に対する適切な助言・支援を行うため、藤沢市の関係課、藤沢市社会福祉協議会、及び外部委員を含む藤沢市奨学金給付審査委員に対して、必要に応じて個人に関する情報を提供します。
- (2) 奨学生の審査及び奨学生に対する適切な助言・支援を行うため、面談の内容及び福祉的な支援が必要な場合等の個人に関する情報を、藤沢市の関係課、及び藤沢市社会福祉協議会、及び外部委員を含む藤沢市奨学金給付審査委員から必要に応じて収集します。
- (3) 給付額算定や給付手続きにおいて必要な情報の把握・確認のために、学費の納入状況や出席状況等に関する情報について、関係大学等に照会を行います。

なお、収集・提供した個人情報は本事業を遂行する目的のみで使用し、他の目的では利用いたしません。

問13 **申請資格の「特別な事情」とは、こういったものが該当しますか？**

答13

「本来なら、(1)、(4)、(5)と同等の資格があるとみなすことができるが、何らかの特別な事情により、資格要件を満たすことができない場合」を想定しています。

例としては次のようなケースです。

- ・DV等の事情により藤沢に避難してきているため、住民票を移すことができないままであり、「原則1年以上藤沢市に住民登録がある者」という申請資格を満たすことができない。
 - ・所得要件を満たしていないが、生計維持者が直近で事故や急病等により長期的に就労することが困難な状態に陥り、今年に入って家計が急変した（または急変する）。あくまでもやむを得ないと認められる場合が対象であり、
 - ・子どもの受験が重なっているため経済的に厳しい。
 - ・生計維持者が定年退職を迎えることにより今までより収入が減少する。
- といったような理由は「特別な事情」に該当しません。

問14 高校1年生の評定平均が3.1未満ですが、この場合は申請できないのでしょうか？

答14

高校1年生と2年生の評定を全て合計し、該当する教科数で割った値（小数点以下第2位四捨五入）が3.1以上であれば申請資格有りです。

例) 1年生：評定合計41 教科数14 評定平均2.9
 2年生：評定合計49 教科数15 評定平均3.3
 ⇒学年単位だと1年生が3.1未満だが、2年間の合計とすると、
 評定合計：90 教科数：29 評定平均：3.1
 となるため、成績要件の申請資格は「有り」に該当する。

問15 申請受付の際は保護者も同席必須ですか？

答15

受付時選考では申請者本人にお話をお伺いするため、本人の来庁は必須ですが、保護者の方の来庁は自由です。

ただし、保護者の方が来庁された場合でも、お話を伺う主体は申請者本人のため、保護者の方にはロビー等でお待ちいただき、ご本人からの聞き取り終了後、お声かけさせていただく形となります。

問16 申請書は郵送してもらえないのですか？

答16

申し訳ありませんが、申請書の郵送は行っておりません。藤沢市教育委員会の教育総務課にお越しいただくか、ホームページからダウンロードしてください。

選考について

問17 どのように選考するのですか？

答17

二次選考まで行います。一次選考は**受付時選考と書類選考**で、窓口に申請書を持参いただく際の受付時選考と、提出していただいた書類をもとに選考します。一次選考を通過した方のみ二次選考に進み、**面接**の試験を実施します。世帯の所得状況・成績・意欲・高校等での出席状況等、総合的に評価の上、選考します。

問18 二次選考の会場や日程はどのようになっていますか？

答18

| 日にち | 試験内容 | 場所 |
|----------------------------|------|----------|
| 2026年11月中旬～下旬の 土・日曜日、祝日 | 面接試験 | 藤沢市役所庁舎内 |

- ・面接試験は指定日時に来場し、待機時間含め40分前後かかる予定です。
- ・その他詳細については、一次選考の合格通知に記載します。

問19 結果の通知は**いつごろ**ですか？

答19

11月上旬に一次選考の結果を通知します。一次選考を通過された方は、11月中に二次選考を行い、**12月中旬ごろに最終結果を通知します。**

なお、最終的には大学等の合格をもって給付を決定するため、合格できなかった場合には奨学金を給付できませんのでご注意ください。

問20 選考基準はどのようなものですか？

答20

一次選考では、提出いただいた書類から成績、所得、家庭の状況を確認するとともに、受付時選考での進学に対する意欲等を重視して選考します。

二次選考では、面接から進学への意欲や基本的な能力をはかり、総合的に評価の上、選考します。

給付について

問21 選考を通ると**いつまで奨学金を受けられるのですか？**

答21

基本的には大学等の正規の修業年限について継続して給付いたしますので、たとえば**4年制大学であれば4年間、2年制短期大学であれば2年間**、給付を受けられます。

ただし、学業状況等の確認のため、**毎年継続申請書を提出**していただく必要があります。

問22 奨学金の給付が停止されることはありますか？

答22

次のような場合には**給付を停止する場合があります。**

《給付を停止するケース》

(1) 奨学生が休学したとき。

※原則復学をした月から給付を再開しますが、問23の(4)又は(5)に当てはまる場合は打切りとなる場合があります。

(2) 経済的な理由で修学が困難と認められないとき。

※経済状況が変動し、再度経済的な理由で修学が困難であると認められた場合は、奨学金の給付を再開します(原則年度ごとに判断)。

問23 奨学金の給付を打ち切られることはありますか？

答23

給付中、次のような場合には**給付を打ち切る場合があります。**

《給付を打ち切るケース》

- (1) 学業成績の著しい不振が認められたとき。
- (2) 経済的な理由で修学が困難であると認められないとき。
- (3) 奨学生が退学又は除籍になったとき。
- (4) 奨学生が本人の責めに帰すべき事情により、留年又は休学したとき。
- (5) 奨学生が留年又は休学し、大学等を卒業できる見込みがないとき。
- (6) 奨学金を目的外に使用したとき。
- (7) 特段の理由もなく、定期的な面談に応じないとき。
- (8) 虚偽その他の不正な手段により、奨学金の給付を受けたとき。

なお、成績、面談の拒否、留年、休学等について、やむを得ない事情がある場合は教育総務課までご相談ください。

問24 奨学金の返還は必要ですか？

答24

給付型の奨学金ですので、原則**返還の必要はありません。**ただし、次のような場合には給付した奨学金を返還していただくこととなります。

- (1) 奨学金を給付目的以外に使用した場合
- (2) 虚偽その他の不正な手段によって給付を受けた場合
- (3) 学費減免額等の変更に伴う給付額再算定の結果、給付額の超過分があった場合
- (4) 届出なく授業料等の減免を受けた場合

また、奨学金を打ち切られた場合、本人の病気などやむを得ない事情がある場合を除き、一部又は全部の返還が必要になる場合があります。

問25 教材費や交通費も給付の対象になりますか？

答25

給付額算定の対象となる学費は、授業料・施設関係費・実習関係費・教育環境充実費です。(授業料以外の費用は、学校により名称が異なる場合があります。)

なお、進学先の学校において、大学等での履修課程を修得することでしか取得できない資格の履修費用について、在籍する学科の学費とは別にその費用が発生する場合は、各年度給付上限額の範囲内でその費用に対する奨学金給付を認めます。

また、別途教材費や交通費等に充てる費用として年5万円を給付します(上限40万円の範囲内)。

問26 給付される金額はいくらですか？

答26

奨学金として給付する金額は、入学準備奨学資金（**上限15万円/1回**）、学費奨学資金及び教材費等（**上限40万円/年額**）です。

国における高等教育の修学支援新制度や、進学先の学校の制度により入学金や授業料等が減免となる場合は、減免後の金額をもとに、給付額を決定します。

入学金

(例)：30万円（国制度による入学金減免額26万円）

⇒30万円－26万円＝**4万円**を入学準備奨学資金として給付

学費

(例1)：100万円（国制度による授業料減免額70万円）

⇒100万円－70万円＝**30万円**＋教材費等5万円

30万＋5万＝35万円を学費奨学資金として給付

(例2)：108万円（国制度による授業料減免額70万円）

⇒108万円－70万円＝**38万円**＋教材費等2万円

38万＋2万＝40万円を学費奨学資金として給付（給付上限）

問27 大学の学費免除制度を利用する予定なのですが、**併用**は可能ですか？

答27

進学先の学校の学費免除制度を**利用することはできません**。その場合、大学等の**本来の入学金や授業料等から免除額を除いた金額**（上限はそのまま）をもとに、給付額を算定します。

問28 給付型奨学金ではない貸与型奨学金でも、条件を満たすと返還が免除になるものがありますが、そういった奨学金との併給はできますか？

答28

条件付きで返還免除となる貸与型奨学金との併給については、可能です。

また、国における高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金や進学先の学費免除制度も併給可能です。

問29 選考に受かって大学に合格した場合、入学準備奨学資金及び学費奨学資金はいつごろいただけますか？

答29

入学準備奨学資金については合格証明書等の提出をいただき、入学に必要な額を確認後、速やかに振り込みます。

学費奨学資金については、前期（原則4月中）と後期（原則10月中）にそれぞれ2分の1の額を振り込みます。なお、大学等への納入期限に奨学金の給付が間に合わない場合もありますので、ご注意ください。

問30 日本学生支援機構の奨学金の手続きを高校在学中に行っておらず、進学後に手続きをする予定です。その場合の給付額はどのようになりますか。

答30

国の修学支援新制度による入学金及び授業料の減免額は、日本学生支援機構の支援区分に紐づいて決まります。

進学後に日本学生支援機構の奨学金の手続きを行う場合、藤沢市奨学金の給付額を算定する時点では支援区分が未定となるため、入学準備奨学資金及び学費奨学資金のいずれも減免額がないものとして給付額の算定を行います。

進学後、支援区分が決定し、国の修学支援新制度による減免額が確定しましたら、藤沢市奨学金の給付額を再算定します。再算定の結果、給付額の超過があった場合は、入学準備奨学資金については超過分を返還、学費奨学資金については後期分の支払い金額で調整又は超過分を返還いただきます。

問31 大学等在学中の条件などはありますか？

答31

年に3回面談を行い、生活や学業の状況を確認します。面談は基本的に藤沢市役所内で行うことになります。

ただし、学校が遠方のため寮に入っている等、藤沢市役所に来ることが難しい場合は、オンラインでの面談とするなど、適宜対応します。

問32 通信制大学へ進学しますが、藤沢市の奨学金給付を受けられますか？

答32

通信課程の大学等も対象としているので、修業年限までの期間中、給付を受けることができます。

給付額算定の対象は昼間制と同じく授業料・施設関係費・実習関係費・教育環境充実費といったもののほか、スクーリング受講料も対象とします。

ただし、給付対象は正規の学籍を有する者（＝本科生）のみとし、「科目等履修生」や「聴講生」は対象外です。

問33 給付中に面談を行うとありますが、どのようなことを行うのですか？

答33

給付中の面談については年に3回、学業や生活の状況を確認するとともに、きちんと大学等を卒業できるよう、必要に応じて相談や助言を行っていきます。